## テキスト 自動的に生成された説明第６章　計画の推進体制

### **１．計画の進行管理**

本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」や「箕面市介護サービス評価専門員会議」の場において、高齢者保健福祉施策や介護保険事業に関する進捗状況の把握・評価を行うとともに、計画推進に際しての問題点・課題の抽出及び対応策などについて検討を行います。

計画の進捗状況や評価結果、計画に関する検討結果などについては、市ホームページ等様々な媒体を活用して市民への公表を行います。

### **２．庁内における連携体制の強化**

本計画の推進にあたっては、計画を主管する健康福祉部だけでなく、庁内の関係部署が連携し、施策・事業を展開していく必要があります。

そのためにも、地域福祉をはじめ健康づくり、生涯学習、スポーツ、住宅政策、都市計画などの関係部署間の連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います。

### **３．関係機関・団体や民間事業者等との連携**

本計画は、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で高齢者を支援できる体制づくりを進める計画となります。

そのためにも、市はもとより、関係団体・機関や民間事業者などの高齢者を支援する各主体の役割分担を明確にしつつ、各主体間の連携強化を進めます。